



## マスク着用等の取扱いについて

### 1. 職員のマスク着用

市施設利用者の安心・安全の確保や業務継続の観点から、当面の間、市施設屋内において職員（指定管理者を含む）は、マスクの着用を継続する。

なお、保育所、幼稚園及び小中学校については、国や県の通知には、保育所及び幼稚園は令和5年3月13日から、小中学校は令和5年4月1日から、マスクを外すことは許容されるが、上記と同様の観点から、当面の間、マスクの着用を継続する。

ただし、卒園式及び卒業式のマスク着用については、次のとおりの取扱いとする。

区分	保育所及び幼稚園	小中学校
未就学児、児童及び生徒	着用しない	合唱時以外は、着用しない
職員	着用する	
来賓及び保護者	着用を推奨する	

### 2. パーテーションの設置

窓口のパーテーションは、現状どおり設置を継続する。

### 3. 市施設内の表示・掲示

市施設利用者に対するマスク着用の協力に関する表示及び掲示は行わないものとする。

### 4. 開始時期

上記3については、令和5年3月13日から開始する。

### 5. その他

この取扱いについては、社会情勢を確認し、随時更新するものとする。